

出席停止の基準

赤字部分は学校保健安全法施行規則一部改正 平成24年4月1日より施行

第一種に鳥インフルエンザ (H7N9)を追加 平成25年5月6日より施行

第一種に中東呼吸器症候群を追加 平成26年7月26日より施行

	対象疾患		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9に限る)、中東呼吸器症候群		治癒するまで
	対象疾患	潜伏期間(日)	出席停止の期間の基準
第二種	インフルエンザ	1～2	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	6～15	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	10～12	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	14～24	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	14～21	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	11～20	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	5～6	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核		感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれなくなるまで
対象疾患	潜伏期間(日)	出席停止の期間の基準	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	4～8	感染のおそれなくなるまで
	流行性角結膜炎(プール熱)	1週間～	
	急性出血性結膜炎	1～2	
	その他の伝染病		

※ 群馬県教育委員会では、「その他の伝染病」は出席停止として扱っていません。